

田川市防災情報伝達システム再構築事業  
公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年5月

田 川 市

## 1 趣旨

本要領は、本市が実施する「田川市防災情報伝達システム再構築事業」（以下「本事業」という。）に関し、受注者の選定を価格競争のみに依拠せず、技術力、実施体制、システムの信頼性等の観点から総合的に評価する公募型プロポーザル方式により実施するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 目的

本事業は、災害時に住民へ防災情報を迅速かつ確実に伝えるため、本市に最適な通信手段を導入し、新たな防災情報伝達システムを再構築することを目的とする。

なお、本事業で事業者から提案を求める主要なシステムは、以下のいずれかとする。

○ 60MHz 帯無線通信を活用した通信手段

（同報系デジタル防災行政無線システム[QPSK ナロー方式]を活用するもの）

○ IP 通信網を活用した通信手段

（携帯電話網やインターネット回線を活用するもの）

## 3 事業概要

### (1) 事業名

田川市防災情報伝達システム再構築事業

### (2) 履行期間

契約締結に係る議案議決日から令和9年3月31日（水）まで（システムの構築完了検査は令和9年1月12日（火）予定）

### (3) 履行場所

田川市役所ほか市内全域

### (4) 業務内容

別紙「田川市防災情報伝達システム再構築事業仕様書」（要求水準書）（以下「仕様書」という。）のとおり

### (5) 提案上限価格

金600,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (6) 契約方法

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき、田川市防災情報伝達システム再構築事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により決定した受注候補者と契約内容の協議を行い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する（後掲「16 契約に関する事項」参照）。

#### 4 プロポーザル参加資格

##### (1) 応募の構成

本プロポーザルへの参加は、単独企業又は複数の企業からなる共同企業体とする。

##### (2) 共同企業体を結成する場合

共同企業体を結成する場合は、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の中から、業務全般の統括管理を行う代表構成員を1者選出しなければならない。

また、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

ア 2者又は3者による自主結成であること。

イ 代表構成員又は構成員は、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 共同企業体協定書を作成し、締結していること。

エ 各構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

(ア) 2者の場合 30%以上

(イ) 3者の場合 20%以上

オ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルにおける他の応募者の構成員となっていないこと。

カ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに単独で応募していないこと。

##### (3) 応募者の参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、以下のとおりとする。

(◎：該当 ○：代表構成員又は構成員のいずれかが該当)

区分	参加資格	単 独 企 業	共同企業体	
			代 表 構 成 員	構 成 員
ア	電気通信工事業における特定建設業許可を有すること	◎	○	○
イ	現在、国、県及び地方自治体等から指名停止等の措置を受けていないこと。	◎	◎	◎
ウ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当しないこと。	◎	◎	◎
エ	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。	◎	◎	◎
オ	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていないこと。	◎	◎	◎
カ	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。	◎	◎	◎
キ	法人税、消費税及び地方消費税並びに市税について滞納がないこと。	◎	◎	◎
ク	建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき、専任の監理技術者（電気通信工事）を配置できること。なお、当該監理技術者は、本参加資格確認申請日において、直接かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ3か月以上継続して勤務している者であり、監理技術者資格証（電気通信工事）を有する者であること。	◎	○	○
ケ	その他、資格審査において不適當であると認められないこと。	◎	◎	◎

## 5 スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールは、以下のとおりとする。なお、各日程については、審査委員会の都合等により変更となる場合がある。

日程	内容
令和7年5月29日（木）	本要領等の公表
令和7年6月 3日（火）	現地見学会申込受付期限
令和7年6月 5日（木）、6日（金）	現地見学会
令和7年6月10日（火）	質問受付期限
令和7年6月17日（火）	質問回答期限
令和7年6月20日（金）	参加表明書受付期限
令和7年6月24日（火）	参加資格審査結果通知
令和7年7月 4日（金）	提案書受付期限

令和7年7月14日(月)	一次審査結果通知、二次審査日程等通知
令和7年7月23日(水)又は24日(木)	二次審査実施
令和7年8月上旬	仮契約
令和7年9月下旬	議決後、本契約

## 6 現地見学会

本プロポーザルの参加希望者に対しては、以下のとおり現地見学会を実施する。

### (1) 内容

田川市役所本庁舎における既設設備の確認

### (2) 申込期間

令和7年5月29日(木)から6月3日(火)16時まで

### (3) 実施期間

令和7年6月5日(木)、6日(金)

### (4) 申込方法等

ア 現地見学会参加申込書【様式1】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。

イ 電子メール送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

【メールアドレス】bousaianzen@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

ウ 実施日程は、電子メールで連絡する。

### (5) 注意事項

現地見学会当日は、現状設備に関する質問のみ受け付ける。実施要領等に関する質問は受け付けない。

## 7 質問受付及び回答

質問と回答は以下の要領で行うこと。

### (1) 提出書類

質問書【様式2】

### (2) 質問書の受付期間

令和7年5月29日(木)から6月10日(火)16時まで

### (3) 提出方法

電子メールによる提出とし、送信後は必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

【メールアドレス】 bousaianzen@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

(4) 提出要領

ア 質問対象の文書名、ページ番号及び質問内容を具体的に記載すること。

イ 質問の趣旨を明確にすること。

ウ 回答先（担当部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

エ メールの件名は、「田川市防災情報伝達システム再構築事業に係る質問」とすること。

オ 質問書【様式2】を添付して送付すること。

(5) 注意事項

以下のいずれかに該当する質問は、受け付けない場合がある。

ア 電話や来訪による場合

イ 受付期間を過ぎている場合

ウ 本事業の内容又は仕様と関連性がないと判断される場合

エ 質問の趣旨が明確でない場合

オ 明らかに本プロポーザルへの参加意思がないと判断される場合

カ 匿名、連絡先不明、記載不備がある場合

(6) 質問に対する回答

令和7年6月17日（火）10時までに、事業者名を伏せた上で、田川市ホームページに掲載する。

(7) 本要領等の変更及び追加資料の公表

質疑等を踏まえ、本要領等を変更する場合や、追加資料を公表する場合がある。変更・追加資料については、市ホームページに掲載する。

## 8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

(◎：必要 ○：代表構成員又は構成員のいずれか ー：不要)

区分	提出書類 (各1部)	単 独 企 業	共同企業体	
			代 表 構 成 員	構 成 員
ア	共同企業体結成届出書【様式3】 *共同企業体協定書の写しを添付	ー	◎	ー
イ	参加表明書【様式4】	◎	◎	ー
ウ	会社概要書【様式5】	◎	◎	◎
エ	法人登記簿謄本	◎	◎	◎
オ	印鑑登録証明書の写し	◎	◎	◎
カ	役員等調書及び照会承諾書【様式6】	◎	◎	◎
キ	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近3年分）	◎	◎	◎
ク	納税証明書又は滞納のない証明書の写し	◎	◎	◎
ケ	電気通信工事に係る特定建設業許可証の写し	◎	○	○
コ	監理技術者（電気通信工事）の資格者証の写し	◎	○	○

※田川市契約事務規則（昭和39年5月27日規則第4号）第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載されている者は、ウからカまでを省略することができる。

(2) 提出期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月20日（金）まで。

※受付時間は、土日祝日を除く開庁日の9時から16時までとする。

(3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出し、期限内必着とする。

(4) 提出先

後掲「18 提出先・問い合わせ」のとおり

## 9 参加資格審査

提出された参加表明書等に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を参加資格審査結果通知書【様式7】により、令和7年6月24日（火）までに電子メールで通知する。

なお、審査結果通知後においても、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載又は不正な行為等があったとき。
- (2) 契約締結までの期間中にプロポーザル参加資格要件に該当しなくなったとき。

## 10 参加辞退

参加を辞退する場合は、令和7年7月4日（金）16時までに、辞退届【様式8】を持参、郵送または電子メールにより提出すること。

電子メールによる提出の場合は、送信後に必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

## 11 提案書の提出

提案書の作成及び提出は、以下のとおりとする。

### (1) 作成要領

ア A3版横片面印刷とし、A3版ファイルに綴じて提出すること。

イ 15頁以内（表紙、目次及び裏表紙は含まない）とし、ページ番号を付けること。

ウ 文字サイズは10ポイント以上

### (2) 提出期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月4日（金）まで

ただし、受付時間は、土日祝日を除く開庁日の9時から16時までとする。

### (3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出し、期限内必着とする。

### (4) 提出先

後掲「18 提出先・問い合わせ」のとおり

### (5) 提出部数

提案書：10部

電子データ：1部（提案書一式をPDFデータに変換しCDに収納したもの）

### (6) 注意事項

ア 一度提出した書類については、提出期限（令和7年7月4日（金）16時）までに限り差し替えを認める。

イ 期限内に提出がない場合は、辞退したものとして取り扱う。

## 1 2 提案書の作成方法

提案書は、自由な形式で作成するのではなく、P 1 2の審査項目及び審査基準（概要）を参照のうえ、必ず以下に示す項目の順序に従って作成すること。各ページには、該当する項目名をタイトル又は余白に明記すること。

- (1) 技術提案
- (2) 実施体制
- (3) システムの信頼性と安全性
- (4) 運用・保守体制
- (5) スケジュール
- (6) 価格提案書【様式 9】

※システム構築に係る初期導入費用（①）は、提案上限価格 600,000,000 円を超えない範囲で提案を求める。

※今後 10 年間（令和 9 年度から令和 18 年度まで）の運用・保守・更新に係る経費（②）についても提案を求める。

※審査対象は、初期導入費用（①）に運用・保守・更新に係る経費（②）を加えた合計額とする。

※初期導入費用の内訳、年度ごとの保守・運用・更新に係る費用の内訳（保守点検料、システム利用料、通信料、バッテリー交換費用その他の費用）については、提案書内で別に示すこと（様式任意）。

### 【その他の注意事項】

- ・「提案書の構成・明瞭性」は審査項目の一つである。そのため、提案書では、レイアウトや図表、説明の工夫により伝えたい内容を明確にし、専門用語については注釈を付けるなど、全体として分かりやすさを重視すること。
- ・特に、仕様書に記載した本市の課題及び要求水準を十分理解した上で、提案書を作成すること。
- ・表紙及び提案書本文には、事業者名のほか、事業者が推測できるシステム名等を一切記載しないこと。

## 1 3 一次審査（書類審査）

審査委員会事務局が一次審査を実施し、二次審査対象事業者を 5 者程度に選定するものとする。ただし、提案事業者数によっては、一次審査を行わないことがある。

(1) 実施日程

令和7年7月7日（月）から7月14日（月）まで

(2) 実施方法

提出された提案書に基づき、P12の審査項目のうち、①提案書の構成・明瞭性、②技術提案の適切性、③実施体制、④システムの信頼性と安全性、⑤運用・保守体制の充実度、⑥スケジュールの妥当性、⑦コスト（提案価格）の妥当性について、簡易的に採点を行う。

また、前掲12の提案書の作成方法についても、審査の対象とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、一次審査結果通知書【様式10】により、令和7年7月14日（月）17時までに電子メールで通知する。

また、二次審査対象事業者には、二次審査の日程をあわせて通知する。

#### 1.4 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査委員会により、以下のとおりプレゼンテーション審査を行い、受注候補者を選定する。

(1) 実施日程

令和7年7月23日（水）又は24日（木）（予定）

(2) 実施方法

ア プレゼンテーションは公開で行うものとする。

イ プレゼンテーションは、45分程度（機材の準備・撤収5分、説明20分、質疑応答20分）とする。詳細は実施日程とあわせて通知する。

ウ 出席者は、1応募者あたり5名以内とする。

エ プレゼンテーションに係る費用及び機器（パソコン等）は各提案者の負担とする。  
ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施することとし、提出書類以外の内容を提案することは認めない。

イ 提案書の内容から逸脱しない範囲内で機器によるデモンストレーションを認める。

ウ プレゼンテーション当日の追加資料の提出は認めない。

エ 事業者名や事業者のロゴが入った服装は着用しないこと。

オ 審査について確認用として録画録音等を行う場合がある。

#### (4) 審査方法

ア 提出書類及びプレゼンテーションの内容について、P 1 2 の審査項目に基づき評価し、最も優れている事業者を選定する。

イ 提案事業者が1 者の場合であっても、審査を行い、提案内容が基準の6 割を満たす場合は受注候補者とする。

ウ 審査結果において複数の事業者が同点となった場合は、審査委員会委員の協議により順位を決定する。

#### (5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書【様式 11】により、審査後5 日以内（土日祝日を除く。）に、審査（プレゼンテーション）を実施した全事業者に対して、電子メールで通知する。

#### (6) 審査結果等の公表

本市の「プロポーザル方式による事業者選定に係る情報公開基準」に基づき、市ホームページで公表する。

### 1 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及びプレゼンテーションの実施方法に適合しないもの。
- (3) プレゼンテーション審査に出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い提案資格を得たもの、又は不誠実な行為を行ったもの。
- (5) 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションを行ったもの。

### 1 6 契約に関する事項

- (1) 受注候補者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (2) 契約内容は、提案書及びプレゼンテーションの説明内容を基本とする。
- (3) 受注候補者と交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行う場合がある。

- (4) 契約保証金の納入を含む一切の契約事務は、田川市契約事務規則（昭和39年5月27日規則第4号）に基づくものとする。
- (5) 契約締結に際しては、仮契締結後、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年4月1日条例第16号）に基づき、議会の議決後に本契約を締結する。
- (6) 契約の締結に関する議案が議会で否決された場合、受注候補者は、市に対し、損害賠償の請求を行わないものとする。
- (7) 本事業完了後の運用・保守に係る業務については、単年度契約とする。

## 17 留意事項

次の事項を遵守すること

- (1) 本契約締結日以降に着手すること。
- (2) 本事業に要する書類作成及び調査費等の費用は参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、本事業にて知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 提案書及び提出書類は返還しない。
- (5) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加又は修正には応じない。
- (6) 各審査段階で虚偽、不正又は違反が認められた場合は失格とする。
- (7) 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 18 提出先・問い合わせ

〒825-8501

福岡県田川市中央町1番1号

田川市 市民生活部 安全安心まちづくり課 防災安全対策室

電話 0947-85-7114

FAX 0947-46-0124

E-mail bousaianzen@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

【注意】提出書類の受付時間は、土日祝日を除く開庁日の9時から16時までとする。

○田川市防災情報伝達システム再構築事業プロポーザル審査項目等

審査項目	審査基準（概要）※	配点
①提案書の構成・明瞭性	提案書全体の構成が整理されており、情報が視覚的・論理的に明確で第三者にも分かりやすい内容か。	10
②技術提案の適切性	技術は最新かつ信頼性が高く、本事業の目的及び課題に対する的確かつ有効であるか。	15
③実施体制	人員配置、責任体制、技術者の経験、市内事業者との連携などが明示されており、本事業を実施する十分な体制となっているか	15
④システムの信頼性と安全性	災害時でもシステムが稼働できるか、信頼性や安全性が確保されているか	15
⑤運用・保守体制の充実度	保守・サポート体制、定期的な点検や更新計画などが明示されており、運用・保守体制が充実しているか	15
⑥スケジュールの妥当性	スケジュールが現実的であり、納期を守るための計画が明示されているか	10
⑦提案価格の妥当性	初期導入費用（提案価格）の妥当性及び今後10年間の運用・保守・更新に係る経費が明示されているか、費用対効果は高いか	10
⑧財務状況の健全性	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）により、資本金力や継続的な事業遂行能力に問題がないか	10
合 計		100

※実際の審査では、審査基準を細分化したものをを用いて行う予定

◆一次審査は、提案書に基づき、上記の審査項目のうち①～⑦について、審査委員会事務局が簡易的に採点を行う。また、前掲12の提案書の作成方法についても、審査の対象とする。

◆二次審査は、提案書及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会が審査を行う。